

令和7年度11月 第8回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和7年11月20日（木） 午前10時00分 ～ 午前10時25分

開催場所 あま市役所 2階 D会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	太田 昌史	出席	推1	櫻井 博文	欠席
2	辻本 雅之	出席	推2	毛利 康夫	出席
3	山田 昌弘	出席	推3	村上 英夫	出席
4	近藤 哲夫	出席	推4	伊藤 幸夫	出席
5	竹嶋 肇	出席	推5	小鹿 正実	出席
6	宮崎 君恵	出席	推6	竹田 隆義	欠席
7	片岡 伴造	出席	推7	大平 悦司	出席
8	木全 和光	出席	推8	丹羽 敦	出席
9	山田 英史	欠席	推9	水谷 鋼造	出席
10	木村 日登美	出席			
11	鈴木 義雄	出席			
12	近藤 善成	出席			
13	武藤 多津美	欠席			
14	塚本 隆啓	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
局 長	今枝 勲男	書 記	阿部 勉
			大村 帆乃香

傍 聴 人 なし

提出議案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案 2 7 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案 2 8 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 5	議案 2 9 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 6	報告 2 4 農地法第 4 条の規定による届出について
	報告 2 5 農地法第 5 条の規定による届出について
	報告 2 6 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

議 長 (あいさつ)

本日の出席につきましては、農業委員の出席数は１２人、推進委員の出席数は７人です。山田英史委員、武藤委員、櫻井委員、竹田委員が欠席となっております。

定足数に達していますので、令和７年度１１月あま市農業委員会総会を開会します。

本日の議案日程はお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第１「議事録署名委員の指名」を行います。

１１番鈴木義雄委員及び１２番近藤善成委員を指名します。

議 長 日程第２「会期の決定」を議題とします。

本総会の会期は、本日１日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日１日限りと決定しました。

議 長 日程第３ 議案第２７号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。

なお、本件については、過去の議案に係る事項がありますので、議案の説明に入る前に事務局から報告願います。

事務局 (報 告)

議 長 それでは、議案の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

それでは、議案第２７号について説明いたします。

申請番号３－２１番につきまして、説明いたします。

参考資料は１、２ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案書のとおり、申請地は、篠田山吹地内の田、所有権移転による経営拡大となっております。

こちらにつきましては、１１月１４日に山田英史委員と現地調査をさせていただいております。山田委員は本日欠席されておりますが、農地の耕作に関して問題はないと判断いただいております。以上です。

議 長 ただ今、事務局から説明・報告がありました、議案第２７号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問も無いようですので、採決に移ります。
議案第２７号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 挙手全員です。よって、議案第２７号は承認されました。

議 長 日程第４ 議案第２８号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

それでは、議案第２８号について説明いたします。

申請番号４－２番につきまして、説明いたします。

参考資料は３、４ページをご覧ください。

申請者は議案書のとおり、申請地は、花長川内地内の畑、駐車場への転用となっておりますが、申請地はすでに駐車場となっており、長年、参拝者の駐車場として利用しております。登記の名義人を、代表役員個人名義から、当宗教法人に変更するこの機会に、違法状態を是正するため今回の申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が４０％を超えている区域にある農地で、第３種農地に区分されるため、転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、１１月１４日に山田委員と、また、１１月１８日に海部農林水産事務所と現地調査をさせていただいております。こちらについても、山田委員からは転用に関して問題はないと判断いただいております。以上です。

議 長 ただ今、事務局から説明・報告がありました、議案第２８号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問も無いようですので、採決に移ります。
議案第２８号を許可相当として愛知県知事に送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 挙手全員です。よって、議案第28号は承認されました。

議 長 日程第5 議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

それでは、議案第29号について説明いたします。

申請番号5-18番につきまして、説明いたします。

参考資料は5、6ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおり、申請地は、二ツ寺三本松地内の田、駐車場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は、本申請地東側に本店を置き、電気工事業を営んでおります。

現在、本店とその東側にある会社敷地内に従業員の自家用車と社用車を駐車しており、日常的に車両の入出庫が錯綜し、接触事故の危険性がある状態です。さらに、事業拡大に伴い、従業員の駐車場が不足するため、新たに土地を確保しようと考えていたところ、当該土地の譲受の内諾をもらえたため、今回の申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、水管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されており、おおむね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設又は公益的施設がある区域にある農地で、第3種農地に区分されるので、転用の許可が見込めます。

申請番号5-19番につきまして、説明いたします。

参考資料は、7、8ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおり、申請地は、七宝町伊福隅田地内の田、資材置場兼駐車場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は、長久手市に本店を置き、プラスチック、鉄、非鉄金属、紙等のリサイクル業を営んでおります。

現在、津島市宇治町の事業所を活動拠点とし、事務所と、収集物を分別する作業場を設けておりますが、リサイクル品の取り扱い量は年々増加しており、さらなる事業拡大に伴い、新たに土地を確保しようと考えていたところ、既存事業所へのアクセスが良い当該土地の譲受の内諾をもらえたため、今回の申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、第3種農地に区分されるので、転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、１１月１４日に山田委員と、また、１１月１８日に海部農林水産事務所と現地調査をさせていただいております。こちらについても、山田委員からは転用に関して問題はないと判断いただいております。以上です。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました、議案第２９号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問も無いようですので、採決に移ります。
議案第２９号を許可相当として愛知県知事に送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 挙手全員です。よって、議案第２９号は承認されました。

議 長 日程第６ 報告第２４号「農地法第４条の規定による届出について」、報告第２５号「農地法第５条の規定による届出について」、報告第２６号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」を事務局から報告願います。

事務局 (報 告)

議 長 以上で本会の会議に付議された事案は、すべて議了しました。
よって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。長時間にわたりご苦労さまでした。
次回の農業委員会でございますが、１２月１９日（金）午前１０時からの予定です。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和7年12月19日

議 長 太田 昌史

署 名 委 員 鈴木 義雄

署 名 委 員 近藤 善成